



2026年5月14日

各 位

会 社 名 西川ゴム工業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 社長執行役員 小川 秀樹
(コード番号 5161 東証スタンダード)
問 合 せ 先 常務執行役員 山本 秀至
(TEL : 082-237-9371)

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）の 一部変更および継続について

当社は2011年5月12日開催の取締役会において、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入することを決定し、同年6月28日開催の第62回定時株主総会において、株主の皆様よりご承認をいただきました。その後、2014年6月27日開催の第65回定時株主総会、2017年6月27日開催の第68回定時株主総会、2020年6月25日開催の第71回定時株主総会、そして2023年6月29日開催の第74回定時株主総会において同対応策につき所要の変更を行ったうえで、継続することについてご承認をいただいております。（以下、「旧プラン」といいます。）

旧プランについては、その有効期限が2026年6月25日開催予定の第77回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結時までとされているため、当社は、社会・経済情勢の変化、買収への対応方針に関する議論の進展、関連する法制度の改正等を踏まえ、企業価値の向上ひいては株主共同の利益保護の観点から、継続の是非も含め、その在り方について検討してまいりました。かかる検討の結果、当社取締役会において、基本方針を維持することを確認し、旧プランについて一部変更を行ったうえで、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）」（以下、「本プラン」といいます。）として、2026年6月25日開催予定の本定時株主総会でご承認を得られることを条件に、継続することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

本プランの継続につきましては、独立社外取締役4名を含む当社取締役8名全員が出席し、本プランの内容および本定時株主総会への付議につき全員一致により決定いたしました。

本プランにおいて見直しを行った主な内容は以下の通りです。

① 大規模買付行為の対象範囲に関する定義の見直し（Ⅲ. 2.）

近時の買付手法の多様化を踏まえ、大規模買付行為の定義、特定株主グループの範囲およびその認定に関する記載を見直し、共同・協調関係の判断要素をより明確にしました。

② 株主意思の確認手続の明確化（Ⅲ. 5. (3)）

対抗措置の発動に係る判断過程の透明性を高めるとともに、株主意思の確認・反映の仕組みをより明確にするため、原則として、株主総会を開催し、対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認することができるものとなりました。

③ 関連条項の整合修正等

上記見直しにあわせた整合修正等を行っております。

なお、本日現在、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

I. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（「基本方針」）

当社は、「正道 和 独創 安全」という社是のもと、会社の真の発展は、社会の福祉および世界の進運に寄与しうるものでなければならないと考えております。当社は、お客様第一に徹し、品質・技術を基盤として社会から信頼され、いかなる環境の中でも成長し続ける「しなやかでたくましい会社」「存在感のある会社」を目指し、「和の心」をもって全社員が一丸となって、自らの仕事に誇りと責任を持ち、常に正道に立って社業を運営してまいりました。

当社グループの企業価値は、長年にわたり蓄積してきた品質・技術およびモノづくりの知見、製品供給に求められる品質保証体制、取引先との信頼関係、ならびにこれらを支える人材・組織・事業基盤等の有形無形の資産の総体によって形成されているものと認識しております。当社は、これらの企業価値の源泉を維持・強化し、その上でさらなる成長を実現することが、企業価値および株主共同の利益の確保・中長期的な向上に不可欠であると考えております。

また、当社は、2024年5月に公表した『2030年 グローバル中長期経営計画』に加え、2025年2月にはその追補版を公表し、成長戦略ストーリーおよび中長期経営目標をより具体化した上で、その達成に向けて取り組んでおります。当社としては、かかる中長期の事業戦略・資本政策の遂行を通じて企業価値向上を実現していく過程において、当社グループの企業価値の源泉や成長戦略を十分に理解しないまま、短期的視点に偏った支配権の取得が行われることは、株主共同の利益を損なうおそれがあると考えております。

従いまして、当社は、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の社是および経営理念を理解し、当社グループの企業価値の源泉ならびにステークホルダーとの信頼関係を尊重した上で、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、中長期的に向上させる者でなければならない」との考え方を基本方針として定めております。

当社は、上場会社として株式の流通を市場に委ねている以上、当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、大規模買付行為の提案に応じるべきか否かは、最終的には個々の株主の皆様にご判断いただくべきものと考えております。

一方で、近時、わが国においては同意なき買収を含む企業買収を巡る環境が変化しており、同意なき買収の動きが従前に比べて目立つ状況にあります。このような環境下では、大規模買付行為が、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要な情報の提供や十分な検討期間が確保されないまま進行し、当社の中長期経営計画（追補版を含みます。）の達成に向けた取り組みの評価が尽くされないまま、当社株式の買付けが進められるおそれも否定できません。

そのため、株主の皆様が合理的な判断の機会を確保するとともに、当社取締役会が、当社グループの企業価値および株主共同の利益の観点から、大規模買付者の提案内容を精査し、必要に応じて代替案の提示や協議・交渉等を行うための時間的余裕も確保されることが重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある株式等の大規模買付者は、基本方針に照らし、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては不適切であると考えます。当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、株主の皆様が合理的判断の機会を確保する観点から、必要かつ相当な対抗措置を講ずることにより、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保する必要があるものと考えております。

II. 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、前記 I. に定める基本方針を実現するため、2024 年 5 月に策定した『2030 年 グローバル中長期経営計画』および 2025 年 2 月公表の追補版に基づき、事業戦略、資本政策、サステナビリティ、ならびにガバナンスの各側面から、以下の取り組みを推進しております。

1. 事業戦略

当社グループの競争力の源泉である技術・品質・顧客対応力・グローバル供給体制等を強化し、収益性の改善と成長投資（新工場・設備投資・研究開発等）を通じて、ROE/ROIC が資本コストを上回る状態の定着を目指しております。

2. 資本政策

当社は、資本効率と財務健全性の両立を図る観点から、最適資本構成を設計し、継続的な企業価値向上と株主共同の利益の最大化を目指しております。具体的には、最適な自己資本比率を 55%と定め、ROE 9%を目指す方針を掲げております。

株主還元については、2025 年 3 月期から連結 DOE（株主資本配当率）を年間 8%程度とする方針に基づき配当を実施するとともに、2026 年 3 月期からは自己株式取得を 6 年間で発行済株式総数の 6%実施する方針を掲げ、配当と自己株式取得を機動的に組み合わせることで資本効率の向上に取り組んでおります。本方針に掲げた目標を早期に実現するため、2025 年 9 月には発行済株式総数に対して 6%（2,400,000 株）の自己株式取得を実施いたしました。

また、資本効率向上および資本コストを意識した経営の観点から、政策保有株式については保有合理性を継続的に検証し、縮減を推進しており、2028 年 3 月期までに 100 億円規模を売却する方針を示しております。

3. サステナビリティ

当社は、サステナビリティへの対応を、企業価値の源泉（品質・信頼・供給責任等）を支える経営上の重要課題と位置づけ、日々活動を推進しております。

環境面では、当社および国内子会社において、2013 年度比で 2030 年度までに CO₂ 排出量 46%削減、2050 年カーボンニュートラルを目指し、省エネ・エネルギー置換・再生可能エネルギーの購入・購入拡大等を継続的に推進しております。また、サステナビリティに関する取り組みおよび指標については、CSR 報告書等を通じて継続的に開示しております。

4. コーポレート・ガバナンス

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値向上の実現に向けて、コーポレート・ガバナンスのさらなる高度化に取り組んでおります。具体的には、監督機能と執行機能の明確化を図るため、社内取締役の減員および独立社外取締役比率の引き上げを進めた結果、現在の取締役会は取締役 8 名（うち独立社外取締役 4 名）で構成しております。なお、2026 年 6 月開催予定の本定時株主総会において関連議案をご承認いただいた場合、取締役会は取締役 10 名（うち独立社外取締役 5 名）で構成される予定です。また、取締役・執行役員に求められるスキル要件を定義し、取締役会の構成および運営の高度化を進めております。

加えて、業務執行の機動性を高める観点から、従来、取締役会が担っていた業務執行に関す

る機能の一部を、2025年7月から、新たに設置した経営執行会議に委譲し、取締役会は重要な意思決定と監督機能に、より重点を置く体制へ移行しております。これにより、重要課題に対する意思決定の迅速化と、監督の実効性向上の両立を図っております。

さらに、取締役会実効性評価を継続的に実施し、その結果に基づき現状の課題を抽出した上で、「あるべき取締役会像」および「あるべき経営人材像」を言語化し、ガバナンスの土台づくりを行っております。加えて、「あるべき取締役会像」に基づき将来の経営幹部候補を選定し、アセスメントを通じて各候補者の特性を踏まえた育成につなげるなど、後継者計画（サクセッション）に関する取り組みを進め、最終的にはボード・サクセッション・プランの策定につながる活動に取り組んでおります。

当社は、以上のガバナンス体制の下、『2030年 グローバル中長期経営計画』およびその追補版に沿った事業戦略および資本政策の進捗を継続的にモニタリングし、適時適切な情報開示と対話を通じて、企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

III. 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み）

1. 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記I.に記載した基本方針に沿って更新されるものです。

具体的な本プランの目的は二つあります。

当社株式に対する大規模買付行為または大規模買付行為に関する提案が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様にご判断いただくことを、第一の目的としております。そのために当該大規模買付行為に関し不足する情報を収集し、株主の皆様にご判断いただくための時間を確保します。大規模買付行為に関する提案の中には、当社グループの企業価値を向上させる提案が存在する場合も想定されますが、かかる場合であっても、当該提案以上に当社グループの企業価値を向上させる代替案を当社取締役会が提示できる場合も考えられます。そのために当社取締役会による代替案策定のための時間を確保するとともに、株主の皆様のために、大規模買付者との協議・交渉を行うことを可能とします。

また、当社グループの企業価値および株主共同の利益を毀損する大規模買付行為を抑止することを、第二の目的とします。

以上の目的のため、後記2. および3. で大規模買付行為の内容および大規模買付ルールの内容を定めるとともに、後記4. および5. で大規模買付行為がなされた場合の対応および対抗措置を発動する場合の手続等を定めます。

なお、2026年3月末日現在における当社株主の状況は、別紙1のとおりであります。

2. 本プランの対象となる大規模買付行為

本プランの対象となる大規模買付行為とは、

(i) 特定株主グループ（注1）の保有割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）に係る買付その他の行為（当該行為より前に既に特定株主グループの議決権割合が20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付その他の行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの

開始を含みますが、これに限りません。以下同じです。)

(ii) 結果として特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等に係る買付その他の行為、または

(iii) 上記 (i) もしくは (ii) に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主その他の保有者（複数である場合を含みます。以下本 (iii) において同じです。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主その他の保有者が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（注4）（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者の保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）

であると合理的に判断される行為を意味します（注5）（ただし、いずれもあらかじめ当社取締役会が本プランを適用しないことに同意したものを除きます。）。

また、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を自ら単独でまたは他の者と共同ないし協調して行うまたは行おうとする者を意味します。

注1：特定株主グループとは、次の各号に掲げる者を併せたグループをいいます（以下同じとします。）。

- ① 当社の株式等（注3）の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします）。
- ② 当社の株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）
- ③ 上記①または②の者の関係者（①または②の者に助言を行うファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人、弁護士または会計士その他のアドバイザー、ならびに、これらの者が実質的に支配し、もしくはそれらの者と共同ないし協調して行動する関係にある者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）
- ④ 上記①ないし③に該当する者から、市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社の株式等を譲り受けた者

注2：保有割合とは、特定株主グループによる具体的な買付その他の行為の方法に応じて、

- ① 特定株主グループが当社の株式等（注3）の保有者およびその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。ただし、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」（株券等保有割合の計算にあたっての除数）は、「当該発行者の発行済株式の総数（当該発行者が自己株式として保有する株式を除く）」と読み替えます。以下同じ

です。)、または

- ② 特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいいます。）を行う者およびその特別関係者である場合における当該買付等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じです。）の合計をいいます。

なお、株券等保有割合または株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（金融商品取引法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）、発行者が保有する自己株式の数、および総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書または自己株券買付状況報告書のうち直前に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株式等とは、別途定義される場合を除き、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

注4：実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係が樹立されたか否かの判定は、現在または過去の資本関係（共同支配の関係を含まず。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株式等の買付の状況、当社株式等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループおよび当該他の株主その他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として、共同協調行為等の認定基準（別紙2。ただし、独立委員会（詳細については後記5.（1）をご参照ください。以下同じです。）は、法令等の改正または裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

また、上記判定にあたっては、当該大規模買付行為に関し、大規模買付者が締結しているファイナンシャル・アドバイザー契約その他これに類する契約に係る投資銀行、証券会社その他の助言等の関与状況も合理的な範囲で考慮することがあります。

注5：本文の(i)ないし(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の(iii)所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

3. 大規模買付ルールの内容

「大規模買付ルール」とは、大規模買付行為に先立ち①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過し、③当社取締役会の評価内容・意見を株主の皆様へ開示した後初めて大規模買付行為を開始することを認めるというものです。大規模買付ルールの内容は次のとおりです。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただきます。当該意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為

の概要ならびに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載し、提出していただきます。

(2) 大規模買付情報の提供

当社はこの意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者に対して、当社取締役会宛てに、当社の株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提出するよう求めます。

大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、情報提出依頼項目の主要なものは次のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および各組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含む）の詳細（具体的名称、資本構成、財産内容等を含む）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実行の蓋然性等を含む）
- ③大規模買付行為の対価の価額算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含む）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容）
- ⑤大規模買付行為により当社グループおよび当社グループのステークホルダーに生じることが予想されるシナジーの内容
- ⑥大規模買付者が当社取締役会に提案する当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑦大規模買付の後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針

なお、当初提出いただいた必要情報について、当社取締役会は速やかに独立委員会に提供することとします。これを受けて独立委員会が精査した結果、当該大規模買付提案の内容・効果を、当社株主の皆様および当社取締役会が理解する上で不十分と認められる場合には、直接または当社取締役会を通じて、独立委員会は大規模買付者に対して大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

独立委員会による当該必要情報に関わる追加提出の要求は、必要かつ十分な情報が提供されるまで、繰り返し行うことができますが、最終の回答期限は、必要かつ十分な情報が提供されたと判断されない場合においても、意向表明書を受領した日から起算して原則として60日を超えないものとします。

また、大規模買付行為の提案があった事実については速やかに開示いたします。加えて、当社取締役会に提案された大規模買付情報、当社取締役会の当該大規模買付提案への評価内容等は、当社株主の皆様への判断の必要性を考慮し適時適切に開示いたします。

(3) 取締役会による評価期間

当社取締役会は、大規模買付行為の評価の難易度に応じ大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日以内（対価を現金（円貨）のみとする買付の場合）または90日以内（その他の対価の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）と

して設定します。当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、その旨および取締役会評価期間が満了する日を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決定に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合（独立委員会が取締役会評価期間内に対抗措置発動の勧告を行うに至らない場合、後記5.（3）のとおり、本株主総会（後記5.

（3）に定義します。以下同じです。）を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合などが挙げられます。）、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間延長することができるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間を延長する場合には、大規模買付者に対して、本検討期間を延長する旨および延長の理由を通知するとともに、適時適切に開示を行います。

取締役会評価期間中、当社取締役会は後記5.（1）に記載する独立委員会による勧告を受ける他、提供された大規模買付情報を適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉することも想定されますし、当社取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、大規模買付者は、取締役会評価期間が経過するまで（ただし、後記5.（3）に基づき本株主総会を開催する場合については、本株主総会において対抗措置の是非が決定されるまで）は大規模買付行為を開始することができないものとします。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対抗措置の発動

当社は、以下のとおり、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令等により認められる対抗措置を実施する場合があります。具体的な対抗措置については、その時点で適切と当社取締役会が判断したものを選択することとなります。なお、具体的な対抗措置の一つとして、当社取締役会が、当社株主の皆様へ新株予約権の無償割当を行う場合の新株予約権の概要は別紙3に記載のとおりです。

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社グループの企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を講じません。

仮に当社取締役会が当該大規模買付行為に反対であった場合、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する反対意見を表明し、代替案の提示を行うことも想定されますが、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かは、当該大規模買付行為の内容および当社が提示する当該大規模買付行為に対する意見や代替案をご検討の上、株主の皆様ご自身にご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当

社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様利益を守るために適切と判断する対抗措置を、前記（１）同様に講じることがあります。大規模買付行為が当社グループの企業価値および当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合とは、具体的には次の①から④の類型に該当するケースです。

- ① 次に掲げる行為により、当社グループの企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付である場合
 - i 株式を買い占め、その株式につき当社または当社関係者に対して高値で買い取りを要求する行為
 - ii 当社グループの経営を一時的に支配して、経営に必要な資産、知的財産、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客などを大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる目的で行われる行為
 - iii 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - iv 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な配当をさせるか、一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- ② 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- ③ 当該大量買付行為の条件（対価の価額・種類、買付の時期、買付方法の適法性、買付実行の可能性、大量買付行為の後の経営方針・事業計画等を含みます。）が当社グループの本源的価値に鑑み不十分または不適當な買付である場合
- ④ 当社グループの企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの株主、従業員、顧客、取引先等との関係その他当社グループの企業価値の源泉を破壊することなどにより、当社グループの企業価値および株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為であると判断される場合

5. 対抗措置の合理性および公平性を担保するための制度および手続

（１）独立委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手続が進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、大規模買付行為が当社グループの企業価値および株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。本プランを適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置することといたします（独立委員会規程の概要につきましては別紙４に記載のとおりです。）。独立委員会の委員は３名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役から選任します。このたびの本プラン継続にあたっての独立委員会の委員候補者は別紙５のとおりです。

(2) 対抗措置発動の手続

前記4.(2)に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

一方、当社取締役会は、前記4.(1)に記載のとおり対抗措置をとろうとする場合、ならびに前記4.(2)ただし書きの記載に基づき例外的に対抗措置をとろうとする場合には、その合理性・客観性を担保するために、独立委員会に対し対抗措置の具体的な内容およびその発動の是非について諮問するものとします。独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容およびその発動の是非について前記3.(3)の取締役会評価期間の期限の遅くとも7日前までに当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

当社取締役会は、対抗措置を講じるか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

ただし、後記5.(3)に基づき本株主総会を開催する場合には、当社取締役会は、本株主総会の決議の結果に従って、対抗措置を発動するか否かを最終決定するものとします。

なお、当社が対抗措置を講じるか否かの判断を決定した場合は、その内容を独立委員会の勧告内容と併せて株主の皆様へ速やかに開示いたします。

(3) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの決定を行うにあたり、株主の皆様を尊重する趣旨から、原則として(注6)、株主総会(以下、「本株主総会」といいます(注7)(注8。))を招集し、株主の皆様を意思を確認することができるものとします。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、本株主総会において議決権を行使しうる株主を確定するために、基準日(以下、「本基準日」といいます。)を速やかに設定し、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法によって本基準日を公告するものとします。本株主総会の開催日は、原則として当初定められた取締役会評価期間内に設定するものとしますが、前記3.(3)のとおり、本株主総会を開催するための実務的に必要な期間等の理由によりやむを得ない事由がある場合には、独立委員会の勧告に基づき、取締役会評価期間を、30日間延長することができるものとします。

注6：例えば、大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守せず、買付等を実行しようとする場合には、本株主総会を開催する時間が存しなかったり、株主の皆様が買付等の是非を判断するために必要な情報を確保することができないことから、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本株主総会を経ることなく、対抗措置を発動することがあります。

注7：本株主総会においては、原則として普通決議により株主の皆様を意思を確認することとしますが、大規模買付行為の目的、方法および内容ならびに大規模買付者と一般株主の間における利益相反の可能性を含む諸般の事情を総合的に勘案し、近時の裁判例や大規模買付行為の態様等も踏まえ、独立委員会の意見を最大限尊重したうえで、大規模買付者および独立委員会が当該議案との関係で大規模買付者と特別の利害関係を有すると認める者が有する議決権の全部または一部を、その

承認可決要件の計算から除外して取り扱うことがあります。

注8：対抗措置が別紙3のとおり、新株予約権の無償割当により行われる場合、本株主総会は、新株予約権の無償割当ての実施に係る取締役会決議後、新株予約権の無償割当ての効力発生日前に開催されるものを含みます。

(4) 対抗措置発動の停止等について

前記4. に従い、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止または変更などを行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において無償割当が決議され、または、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなどの理由により当初予定していた対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、新株予約権の行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、無償割当の中止、または無償割当後においては、当該新株予約権を当社が無償取得することにより、対抗措置の停止を行うことができるものとします。(なお、上記のとおり、当該新株予約権を当社が無償取得した場合、当社は、同新株予約権を速やかに消却することとします。)

このような対抗措置の停止または変更などを行う場合は、速やかに開示いたします。

なお、前記5. (3) に基づく本株主総会を経て対抗措置の発動を決定した場合であっても、その後の事情変更により対抗措置の発動の停止または変更を行う場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、その理由を速やかに開示いたします。

6. 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響

(1) 大規模買付ルールが株主および投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報を提供し、株主の皆様が当社取締役会が提示する代替案等を検討する機会を留保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断していただくことが可能となります。大規模買付ルールは、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様のご共同の利益確保に資するものであると考えております。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なるほか、前記5. (3) に基づき株主の皆様のご意思を確認するための本株主総会を開催する場合には、基準日の設定、公告、招集手続その他の手続に一定の期間を要することがあります。株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向および本プランに基づく当社の開示情報にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社グループの企業価値および株主共同の利益を守ることを目的として前記4. のとおり対抗措置を講じることがありますが、当社取締役会が具体的な対抗措置を講じること決定した場合、適用ある法令、当社が上場する東京証券取引所の上場規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として新株予約権の無償割当が行われる場合には、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて無償で新株予約権の割当を受けることとなります。その後当社が新株予約権の有償取得の手続を取る場合には、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するために格別の不利益は発生しません。ただし、割当期日において当社の最終の株主名簿に記載または記録されていない株主の皆様に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領されることに比して、結果的にその法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

なお、独立委員会の勧告に基づく当社取締役会の決定により、当社が当該新株予約権の割当中止、当該新株予約権の発行の中止、発行した新株予約権の無償取得を行う場合、および当該新株予約権の発行差止の決定がなされた場合には、1株あたりの株式の価値の希薄化は生じませんが、上記のような場合に、当該新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希薄化が生じることを前提にして当社株式の売買等を株主または投資家の皆様が行うと、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者については、対抗措置が講じられることにより、結果的に、その法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当がなされる場合には、割当期日における株主の皆様は、引受の申し込みを要することなく新株予約権の割当を受け取ることができ、また当社が割当てた新株予約権の有償取得の手続をとる場合には、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する申し込みや払い込み等の手続は必要となりません。

株主の皆様が、新株予約権の割当を受けるためには、新株予約権の割当期日までに、当社の株主名簿に記載または記録される必要があります。

これらの手続の詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を実施する際に、法令および当社が上場する東京証券取引所の上場規則に基づき別途開示いたします。

(4) 新株予約権の譲渡制限

対抗措置として、新株予約権の無償割当がなされる場合には、当該新株予約権に譲渡制限を付すことを想定しているため、新株予約権の譲渡に際しては当社取締役会の承認が必要になりますが、当社取締役会は大規模買付者による譲渡および大規模買付者に対する譲渡以外は原則として譲渡を認める方針であるため、大規模買付者以外の株主の皆様が法的権利または経済的側面において格段の損失を被るような事態は想定しておりません。ただし、株主の皆様が、割当てられた新株予約権を第三者に譲渡された場合、新株予約権の有償取得の対象とはなりませんので、ご注意ください。

7. 本プランの適用開始、有効期限、継続および廃止

本プランは、2026年6月25日開催予定の本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただくことを更新の条件としていますが、その有効期限につきましては、本株主総会終

結の日から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとし、その後本プランの継続および修正については、定時株主総会の承認を得ることとします。

当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても関連法令、東京証券取引所が定める上場規則等の変更、またはこれらの解釈、運用の変更があった場合に必要と認められる範囲内で、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合がございます。

また、本プランはその有効期間中であっても、株主総会または当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で、本プランは廃止されるものとします。

当社は本プランの継続・変更・廃止等を決定した場合には、その旨を速やかに株主の皆様へ開示いたします。

8. 本プランに対する当社取締役会の判断およびその理由

(1) 本プランが基本方針に沿うものであること

前記Ⅰ.の基本方針の要旨は、当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないというものです。

本プランは、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築したものであり、当社取締役会は、大規模買付者が当社の正確な実態を理解しているか、当社が公表する中長期的な事業戦略、資本政策およびコーポレート・ガバナンスに関する取り組みを踏まえて当社グループの経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社グループとステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか等を検討いたします。そのうえで、当該大規模買付提案が当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上につながるか等を検討し、そのプロセスおよび結果を投資家の皆様へ開示いたします。従いまして、本プランは基本方針に十分沿うものと判断いたします。

(2) 本プランが当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものです。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しており、本プランが株主の皆様の共同の利益を損なうことはないものと判断しております。

(3) 本プランが当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収への対応方針を導入すること自体は、得てして取締役(会)の保身と受け取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本プランの更新は本定時株主総会での承認を条件としております。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにおいては、取締役会の恣意性を排除するため、独立委員会のシステムを導入しております。加えて、前記5.(3)に定める通り、一定の場合には、対抗措置の発動の是非について株主の皆様の意思を確認するための本株主総会を開催し、当社取締役会

は本株主総会の決議の結果を踏まえて最終決定を行うこととしております。

以上により、本プランが当社の取締役の地位の維持を目的としたものではないかとの疑義を払拭するためのシステムを組み込んだものとなっているものと判断いたします。

(4) 買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則（①株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）に沿うものであります。また、本プランは、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針-企業価値の向上と株主利益の確保に向けて-」において示された、企業価値の向上および株主利益の確保、透明性の向上、公正性の確保等の趣旨を踏まえて運用するものであります。さらに、本プランは、東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日最終改訂）の原則1-5および補充原則1-5①の内容にも適合するものであります。

(5) デッドハンド型やスローハンド型の対応方針ではないこと

前記Ⅲ. 7に記載しているとおり、本プランは、当社の株主総会において選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止できるものですので、いわゆるデッドハンド型の対応方針（取締役会の構成員の過半数を交代させても対抗措置の発動を阻止できない対応方針）や、いわゆるスローハンド型の対応方針（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する対応方針）ではありません。

以上

(別紙1)

当社株主の状況 (2026年3月末日現在)

1. 発行可能株式総数 100,000,000株
2. 発行済株式の総数 36,255,039株 (自己株式744,961株を除く)
3. 株主数 17,630名
4. 1単元の株式数 100株
5. 大株主の状況

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
公益財団法人西川記念財団	3,060	8.44
株式会社ハイレックスコーポレーション	2,482	6.85
西川ゴム工業取引先持株会	2,119	5.85
西川 正洋	2,006	5.54
株式会社広島銀行	1,853	5.11
株式会社山口銀行	1,088	3.00
株式会社日本カストディ銀行 (金銭信託課税口)	800	2.21
西川ゴム工業社員持株会	791	2.18
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	720	1.99
西川 泰央	691	1.91

注1：当社は、自己株式を744,961株保有しておりますが、上記大株主からは除いております。

注2：持株比率は、自己株式(744,961株)を控除して計算しております。

以上

共同協調行為等の認定基準

- ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買付者」には、「買付者」の親会社および子会社（買付者を含め、「買付者グループ」という。）、買付者グループの役員および主要株主を含むものとする。
1. 当社株式等を取得している時期が、買付者による当社株式等の取得または重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した当社株式等の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 当社株式等の取得を開始した時期が、買付者による当社株式等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買付者による当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得のための行動が開始された時期に近接し、または本プランに係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買付者の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における当社株式等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株式等を取得しているなど、買付者による当社株式等の取得時期および態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 買付者が株式等を取得している（または取得していた）他の上場会社の株式等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が認定対象者のそれと重なり合っているか
 6. 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社（買付者とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
 7. 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者および買付者（ならびに認定対象者以外の者で買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社においてその中長期的な企業価値または株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生またはそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式または新株予約権の発行）が生じているか。生じているとしてその中長期的な企業価値または株主価値の毀損のおそれほどの程度か
 8. 買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在しているまたは存在していたことがあるか
 9. 買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。

以下同じ)、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在しているまたは存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員であるまたはあったことがあるなどの人的関係が存在するか

10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10を唯一の根拠として「当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」と認定してはならないものとする。）
11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11を唯一の根拠として「当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、および／または親族関係その他の人的関係があるなど、買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

新株予約権無償割当の概要

1. 新株予約権無償割当の対象となる株主およびその割当方法

当社取締役会が定める割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、当社の保有する当社株式を除く）1株につき新株予約権1個以上の割合で、新たに払い込みをさせないで新株予約権を割当てるものとする。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社普通株式の数を除く）を減じた株式数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがあるものとする。

4. 新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、払い込みをなすべき額は1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等に行使を認めないこと等を行使の条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。ただし、新株予約権の行使が認められない者が有する新株予約権の取得の対価として金銭を交付しない。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者以外の者から新株予約権を取得し、新株予約権と引き換えに、新株予約権無償割当決議において別途定める当社の普通株式等を対価として交付することができる。また、当社は、当社取締役会が別途定める日をもって、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等有する新株予約権の全てを取得し、これと引き換えに、取得に係る新株予約権と同数の新株予約権で大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等の行使が原則として認められない旨の行使条件等（注）が付されたものを対価として交付することができる。

また、当社は当社取締役会が、対抗措置の発動を維持することが相当でない判断した場合、その他新株予約権無償割当決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については当社取締役会が別途定めるものとする。

注：ただし、一定の場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等による当該

新株予約権の行使が認められる旨の条件を付すことがあります。具体的には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等が、既に開始している大規模買付行為を中止・撤回（大規模買付行為が公開買付けの方法により実施されている場合には、公開買付けの撤回の公告（金融商品取引法第27条の11第2項本文）がなされることを要します。）した上で、①大規模買付行為を一定の期間実施しないこと、②一定の期間以内に株券等保有割合または株券等所有割合を一定の割合まで減少させること、③一定の期間、臨時株主総会招集請求権を行使しないこと等を誓約する旨の書面を差し入れ、当該誓約書を遵守する場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者等は、その保有する当該新株予約権につき、一定の割合の範囲内に限り行使することができること等が定められること等があります。

以上

独立委員会規程の概要

1. 設置

独立委員会は、当社取締役会の決議により設置されるものとする。

2. 構成

- (1) 独立委員会の構成員数は、3名以上とする。
- (2) 委員の選定にあたっては、当社の業務遂行を行う経営陣から独立している独立社外取締役から選任するものとする。
- (3) 委員の選定にあたっては、当社グループの大株主（その役職員を含む）または役職員である者もしくは役職員であった者は除外するものとする。

3. 任期

各委員の任期は、選任後最初に到来する当社定時株主総会の終了時までとし、各委員の再任はこれを妨げない。

4. 役割

- (1) 独立委員会は、本プランに基づく内容に関し当社取締役会から諮問のある事項について、基本方針に沿い勧告内容を協議し、その理由を付して取締役会に勧告するものとする。

独立委員会は、本プランに定める大規模買付者に提供を求める大規模買付情報に関し、当該勧告を行うのに情報が不十分であると判断する場合には、当社取締役会を經由して、大規模買付者に対し追加情報の提供を求めることができるものとする。

独立委員会は、その他本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項について権限を有するものとする。

- (2) 独立委員会は、証券会社、投資銀行、弁護士、公認会計士、その他外部の専門家に対して検討に必要な専門的助言を求めることができるものとし、その費用負担は当社が行うものとする。

5. 招集

独立委員会は、これを当社取締役会が招集する。なお、独立委員会の各委員は当社取締役会による招集とは別に、独立委員会を招集することができるものとする。その場合、独立委員会の招集をかけた委員は、独立委員会を開催する旨を当社取締役会に事前に連絡するものとする。

6. 決議要件

独立委員会の決議は、原則として独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

以上

独立委員会委員候補者の氏名および略歴

独立委員会の委員は、以下の当社独立社外取締役5名を予定しております。

大迫 唯志

[略歴] 1982年4月 弁護士登録
2011年7月 弁護士法人広島総合法律会計事務所入所
2012年6月 当社監査役就任
2015年6月 当社取締役就任
2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任 現在に至る
2019年1月 弁護士法人広島総合法律会計事務所 所長就任
2020年6月 株式会社広島銀行 社外監査役就任
2025年6月 同社社外取締役（監査等委員）就任 現在に至る

山本 順一

[略歴] 1973年4月 東洋工業株式会社（現 マツダ株式会社）入社
2001年3月 同社技術研究所長就任
2005年6月 同社監査役（常勤）就任
2013年6月 同社監査役（常勤）退任
2015年6月 当社取締役就任
2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任 現在に至る

藏田 修

[略歴] 1984年10月 朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所
1988年4月 公認会計士登録
1993年4月 税理士登録
2006年6月 あずさ監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）退所
2010年10月 広島総合公認会計士共同事務所 代表就任 現在に至る
2011年1月 広島総合税理士法人 代表社員就任 現在に至る
2015年6月 当社監査役就任
2017年6月 当社取締役（監査等委員）就任 現在に至る

岩崎 玲子

[略歴] 1989年4月 凸版印刷株式会社（現TOPPANホールディングス株式会社）入社
2002年4月 株式会社トッパンマインドウェルネス（現TOPPAN株式会社）
常務取締役就任
2014年1月 同社代表取締役就任
2022年4月 個人事業主として人材開発コンサルティング業開始
2023年6月 株式会社アドバネクス 社外取締役就任
2024年5月 アークランズ株式会社 社外取締役（監査等委員）就任 現在に至る
2024年8月 株式会社For SDGs 代表取締役就任 現在に至る
2025年6月 当社取締役（監査等委員）就任 現在に至る
2025年6月 ニチアス株式会社 社外取締役就任 現在に至る

安永 崇伸

[略歴] 1994年4月 通商産業省（現・経済産業省）入省
2017年10月 株式会社エネルギー政策研究所 代表取締役就任 現在に至る
2018年6月 イーレックス株式会社 社外取締役就任
株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
社外取締役（監査等委員）就任
2019年6月 イーレックス株式会社 常務取締役就任
2026年6月 当社取締役（監査等委員）就任予定

安永氏につきましては、本定時株主総会において当社独立社外取締役として選任された場合には、独立委員会委員候補として取り扱います。

以 上